

(仮称) 伏古本町・札苗地区再編小学校

新 築 等 基 本 計 画

令 和 7 年 1 月

札 幌 市

目次

第1章 基本計画について

第1節 基本計画策定の趣旨

第2節 基本計画の位置づけ

第2章 新築校について

第1節 沿革・概要

第2節 計画地の概要

第3節 推計・通学区域

第4節 施設規模

第3章 新築校の施設計画について

第1節 施設整備の目標/コンセプト

第2節 基本方針

第3節 整備内容

第4節 想定事業スケジュール

第5節 概算事業費

第1章 基本計画について

第1節 基本計画策定の趣旨

札幌市では、札幌市の教育が目指す人間像として「自立した札幌人」を掲げている。

【自立した札幌人】

- 未来に向かって新たな価値を創造し、主体的に学び続ける人
- 自他のよさや可能性を認め合い、しなやかに自分らしさを発揮する人
- ふるさと札幌に誇りをもち、持続可能な社会の発展に向けて行動する人

その実現に向けては、未来の札幌を担い、持続可能な社会の発展に向けて行動できる市民の基礎作りを目指し、創造的な知性と豊かな心をはぐくみ、心身ともに健全で、自他の存在を認め合いながら、品やかに自分らしさを発揮できる人間の育成を図ることや、自ら考え、適切な判断をし、主体的に行動できる力を養うことができる学習教育環境を整備していく必要がある。

本計画は、札幌市の教育が目指す人間像「自立した札幌人」の実現に向けて、学校施設面において、子どもたちの多様な学びを支えるための学習教育環境を充実させることを目的として策定するものである。

第2節 基本計画の位置づけ

札幌市教育委員会では、「小学校施設整備指針」及び「中学校施設整備指針」（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部(令和4年6月改訂)）の内容を準拠することはもとより、札幌市独自で策定した学校施設の整備指針である「札幌市小・中学校施設整備基本指針」（別添資料参照。以下「基本指針」という。）を参考に、学校教育を進める上で基本的な施設機能の確保に努めている。

本計画は、基本指針に基づき、各学校の実情に応じた学校施設の整備の方向性を示したものである。

第2章 新築校について

第1節 沿革・概要

札幌市立伏古小学校は、昭和54年度に開校し、昭和58年度に児童数が1,298人(32学級)となりピークを迎えた。増加する児童数に対応するために伏古小学校の通学区域を再編し、昭和61年度に札幌市立東苗穂小学校を開校、東苗穂小学校は平成7年度に児童数452人(14学級)となりピークを迎えた。伏古小学校と東苗穂小学校は、ピークを迎えて以降、少子化の影響により、児童数が減少傾向にあり、「学校の小規模化」が進んでいる。

こうした状況を踏まえ、伏古本町・札幌地区に保護者や地域の代表者、学校関係者で組織される「学校配置検討委員会」を令和5年2月から令和6年10月まで設置し、子どもたちにより良い教育環境を提供するための検討を行ってきた。

検討の結果、当初札幌市が提示した取組案のとおり、伏古小学校敷地において伏古小学校と東苗穂小学校を再編し、新設校を設置することで協議は終了した。

再編により小規模化から生じる課題を解決するとともに、建設から46年が経過し老朽化が進んでいる伏古小学校校舎を解体し、再編小学校を新築することにより、学校教育環境の改善を目指し、令和9年度以降の工事着手に向けて基本・実施設計を行うものである。

第2節 計画地の概要

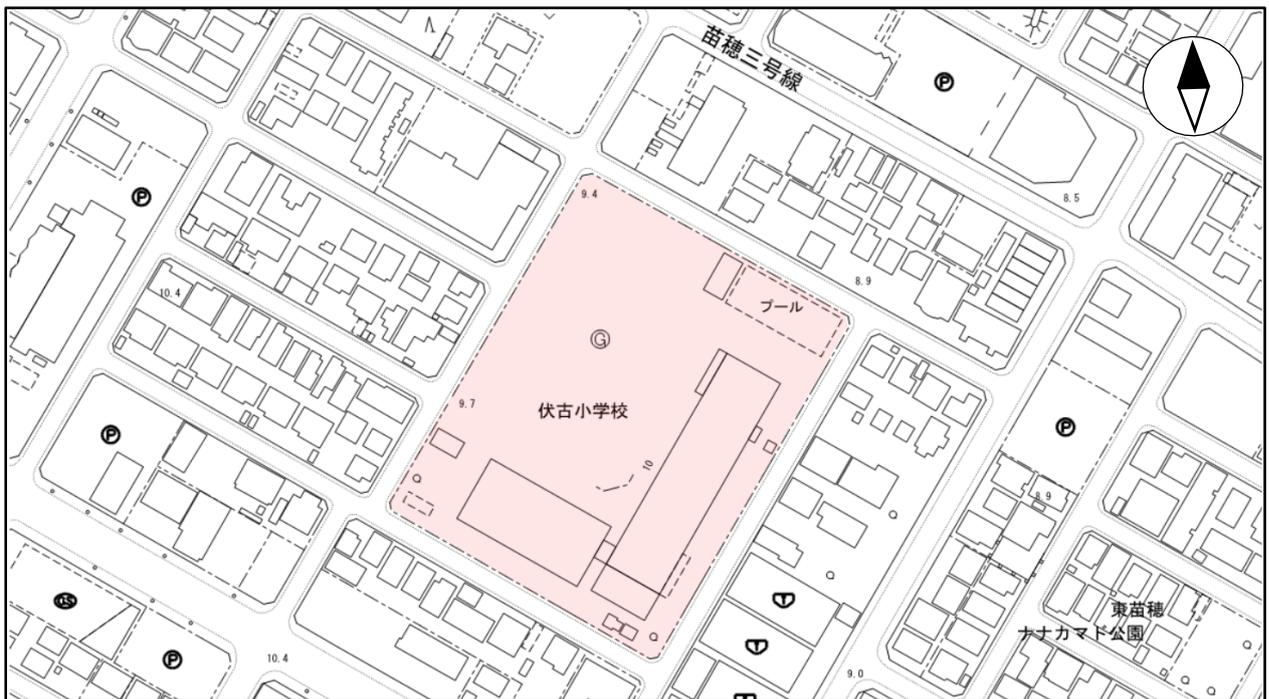
建設予定地の諸条件については、以下のとおり。

- 1 所在地 札幌市東区伏古8条5丁目2-1
- 2 敷地面積 13,170 m²
- 3 地域地区等

用途地域	第二種中高層住居専用地域（建蔽率 60%、容積率 200%）
防火地域	指定なし
日影規制	3時間・2時間
高度地区	18m高度地区
その他	景観計画区域、埋蔵文化財の包蔵地外、都市ガス供給エリア

建設予定地は四方が道路を挟んで宅地に面している。

また、グラウンドには、札幌市下水道河川局による流域貯留浸透施設が整備されており、新築時においても整備を想定（札幌市下水道河川局で貯留機能の向上を検討中）する。



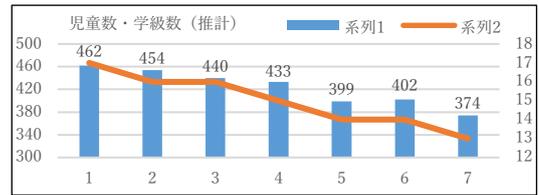
凡例：建設予定地

第3節 推計・通学区域

1 児童数・学級数の推計と想定

再編新設小学校の児童数・学級数は下記のとおり。

令和12年推計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
児童数	50	64	57	65	75	63	374
学級数	2	2	2	2	3	2	13
特別支援児童数							26
特別支援学級数							5



※ 児童数・学級数は、令和12年度の推計値（伏古小学校と東苗穂小学校の推計値の合計。）

※ 特別支援児童数・学級数は、令和6年度の実数。

【参考1：関係児童会館について（開館日数、利用者数は令和5年度の情報）】

会館名	開館日数	利用者数	1日当たり	
			うち小学生	うち小学生
伏古児童会館	294	15,954	12,216	54
東苗穂児童会館	294	19,376	13,091	66

【参考2：再編新設校の職員数見込み】

約30名

2 通学区域（想定）

想定する再編新設校の通学区域は以下のとおり（両校の通学区域を合わせたもの）。



東区

北24条東21丁目（3番～7番）	伏古8条1丁目～5丁目	東雁来3条1丁目
北24条東22丁目	伏古9条1丁目～5丁目	東雁来4条1丁目
北25条東22丁目	伏古10条1丁目～5丁目	東雁来5条1丁目
北26条東22丁目	東苗穂3条1丁目～3丁目	東雁来町（55番地～60番地 64番地～73番地 81番地～84番地）
伏古6条2丁目～5丁目	東苗穂4条1丁目～3丁目	
伏古7条2丁目～5丁目	東苗穂5条1丁目～3丁目	

第4節 施設規模

第3節1の児童数・学級数に基づき、再編新設小学校の教室数は、普通教室13学級、特別支援学習室5学級とし、校舎・屋内運動場等の検討を行う。

計画する校舎、屋内運動場等の整備面積は以下のとおりであり、児童会館の複合化を前提として検討を行う。

(単位：㎡)

	校舎 (給食室除く)	屋内運動場 (地域連携施設棟を含む)	給食室	児童会館 (多目的ホール含む)	合計
面積	6,079	1,368	350	450	8,247

第3章 改築校の施設計画について

第1節 施設整備の目標/コンセプト

施設整備の目標は、基本指針の「1 基本理念」を基本とし、施設の長寿命化やユニバーサルデザイン等にも配慮した施設を計画する。

また、小学校区に相当するエリアを「地域コミュニティエリア」と設定し、小学校を地域コミュニティの拠点として多世代交流の場を創出することとしており、今回の計画では児童会館の複合化を前提とした計画とする。

第2節 基本方針

1 配置計画

新校舎の配置にあたり、以下の条件を考慮する必要がある。

- (1) 教育環境：日照、通風、採光等に配慮した建物配置
- (2) 周辺環境：近隣住宅への日影
- (3) 通学動線：校舎の主出入口の方角は指定しない
- (4) 既存建物：校舎棟、屋内運動場棟、プール棟、物置 等
- (5) 屋外施設：整形で広いグラウンド面積の確保

- ・新校舎は、屋内運動場と一体の校舎を想定し、仮設校舎を必要としない既存のグラウンド側に建て替える手法が事業全体の工期及びグラウンド面積確保の観点等から最も合理的であると考えられる。



新校舎の配置は、既存のグラウンド側の配置を第一候補として検討を行う。

その他、下記の条件も考慮し、配置検討を行う。

- ・既存プール棟は解体する計画とし、新たな整備は行わない
- ・歩車分離が図れる配置とする

2 その他

- ・維持管理やメンテナンス、ライフサイクルコストに配慮した計画とする。
- ・ZEB Ready を目指した計画とする。
- ・太陽光発電設備・蓄電池を導入した計画とする。
- ・災害時に避難所としての機能を維持できる計画とする。
- ・校舎棟は延べ面積で 700 m²程度の増築スペースを確保した計画とする。
- ・敷地内には、移設・撤去・残地する必要があるモニュメント等は存在しない。

第3節 整備内容（参考*1）

室名	配慮事項	面積規模室数
校舎棟各諸室		
普通教室 ^{*2}	・ 8.0 (m) × 8.0 (m)	約 65 m ² 13 室
特別支援学習室 ^{*2}	・ 8.0 (m) × 8.0 (m) ・ 原則低層階（2 階以下）に整備すること ・ 職員室との動線に配慮すること	約 65 m ² 5 室
特別支援 プレイルーム	・ 8.0 (m) × 8.0 (m) ・ 特別支援学習室と近接させること	約 65 m ² 1 室
余裕教室 ^{*2}	(特別活動室、生活科室、会議室) ・ 8.0 (m) × 8.0 (m) ・ 将来、普通教室への転用が可能となるよう普通教室と同仕様とし配置に配慮すること	約 65 m ² 3 室
ワークスペース	・ 8.0 (m) × 5.0 (m) ・ 普通教室、特別支援学習室、特別支援プレイルーム、余裕教室の前に整備する	約 40 m ² 22 スペース
理科室・準備室	・ 理科室約 100 m ² 、準備室約 30 m ² ・ 準備室内に薬品庫を設けること	約 130 m ² 各 1 室
家庭科室・準備室	・ 家庭科室約 100 m ² 、準備室約 30 m ²	約 130 m ² 各 1 室
図工室・準備室	・ 図工室約 100 m ² 、準備室約 30 m ²	約 130 m ² 各 1 室
音楽室・準備室	・ 音楽室約 100 m ² 、準備室（器材室）約 30 m ² ・ 屋内運動場への楽器の搬入があるため、1 室は屋内運動場と同一の階に整備することが望ましい	約 130 m ² 各 2 室
図書室・ 司書コーナー	・ 司書コーナーは図書室内部に設置すること ・ 児童の利用しやすい動線計画とすること ・ 自習スペース（カウンター等）ほか、授業で使用できるような 1 クラス分の椅子・机が入るよう計画すること ・ 開放図書を行うため、1 階に整備することが望ましい	約 200 m ² 1 室
多目的室	・ 3 タイプ（一般、ICT 対応、少人数対応）整備すること 【一般、ICT 対応】	約 130 m ² 3 室

	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な学習等で利用するため、フレキシブルな使い方が出来るよう整備すること ・1室は、1階昇降口近傍に整備すること <p>【少人数対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少人数授業を展開するため、可動間仕切りを整備すること 	
職員室※ ²	<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドおよび昇降口が見渡せる位置に整備することが望ましい ・職員の座席のほか、ミーティングスペース、給湯室を整備すること 	約 200 m ² 1 室
校長室※ ² ・印刷室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室と隣接させることが望ましい ・印刷室は、個別の室ではなく、職員室の一角にスペースとして確保してもよい 	約 30 m ² 各 1 室
職員更衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室との動線に配慮すること 	約 30 m ² 男女各 1 室
保健室※ ²	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室、EV、昇降口との動線に配慮すること 	約 65 m ² 1 室
教育相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室と隣接させることが望ましい 	約 30 m ² 1 室
用務員室	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外へ出入りできる位置に配置すること 	約 30 m ² 1 室
厨芥庫・塵芥庫・リサイクル庫	<ul style="list-style-type: none"> ・1階に整備すること ・厨芥庫、塵芥庫、リサイクル庫は、隣接する配置が望ましい 	適宜 各 1 室
除雪機置き場	<ul style="list-style-type: none"> ・昇降口との動線に配慮すること 	適宜
教材室	<ul style="list-style-type: none"> ・教材室は各階に整備すること 	適宜
ポンプ室		適宜
電気室・機械室	<ul style="list-style-type: none"> ・キュービクルを設置する場合などは整備不要とする 	適宜
PTA 室		約 65 m ² 1 室
郷土史料室	<ul style="list-style-type: none"> ・室としての整備ではなく、共用部や図書室に郷土史料展示スペースを設置することとしても良い 	適宜
備蓄庫	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内運動場との動線に配慮すること ・2階以上に整備すること 	32 m ² 以上 1 室
給食室※ ²	<ul style="list-style-type: none"> ・1階に整備すること ・配膳動線と児童動線が交差せず、かつ EV までの動線に配慮すること ・給食車両の動線に配慮し、歩車分離を図ること 	約 350 m ² 1 室
共用部		
昇降口	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会館との動線に配慮すること 	約 150 m ² 1 か所
廊下		適宜
EV	<ul style="list-style-type: none"> ・昇降口、保健室、給食室との動線に配慮すること 	適宜

水飲み場		適宜
階段		適宜
配膳車置場	・普通教室、特別支援学習室と同一階に整備すること	適宜
児童用トイレ	・各階に多目的トイレを設置すること ・性別に限らず使用可能な個室トイレを設置すること	各階約 100 m ²
職員用トイレ	・職員室と同一階に整備すること	約 30 m ² 男女各 1 室
体育施設		
屋内運動場		約 1,258 m ²
地域連携施設棟	・学校開放用トイレ、指導員室等を整備すること	約 110 m ²
外構関係		
グラウンド	・敷地境界との緩衝部や側溝部、流域貯留施設として整備するために周囲から掘り下げた際に発生するのり面部の面積を含む。	5,500 m ² 以上
グラウンド物置		適宜
複合化施設		
児童会館 ^{※2}	・天井高 6 m 以上の軽運動可能な多目的ホール（約 150 m ² ）を含め、上限を 450 m ² とすること ・学校関係者とは別に、利用者の出入りのための動線を確保すること ・職員数：10 名程度の職員数を想定 ・運営曜日（時間）：月～土（8～21 時） ・休館日：日曜・祝日、祝日の振替休日、年末年始(12/29～1/3)	450 m ² 以下

※1 具体的な室面積や配置、機器仕様等は基本・実施設計時に施設管理者と協議し決定する。

※2 囲い表示 (〇〇室) は、冷房を整備予定の室である。

第4節 想定事業スケジュール



※ 施設整備時期については設計の過程で変更の可能性あり。

第5節 概算事業費

校舎等建設費	約 37 億円
解体費	約 6 億円
グラウンド造成費	約 3 億円